

特233

769

青少年學徒に賜はりたる  
勅語を拜誦し奉りて

始



特 233  
769



青少年學徒に賜はりたる  
勅語を拜誦し奉りて

前帝室編修官 渡邊幾治郎著

藤井書店刊行



國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世  
ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ  
而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在  
リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽  
ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長  
ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ  
恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以  
テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

踐祚後朝見の儀に際し賜はりたる勅語

昭和元年十二月二十八日

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ  
總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒  
ヲ墜ス無カラントヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功  
ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ  
心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナ  
ル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ  
一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ  
痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ  
任ヘサラントヲ之レ懼ル

二  
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ  
時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體  
共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新  
ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國  
ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ  
徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執  
ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運  
ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一  
視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最  
モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ  
遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ

皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億  
兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

即位禮當日紫宸殿の儀に於て賜はりたる勅語

昭和三年十一月十日

四

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹

シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進ムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

國際聯盟脫退に關する詔書

昭和八年三月二十七日

六

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚  
ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十  
有三年其ノ協力ニ終始セリ  
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促  
スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ  
不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重  
審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ  
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和  
各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所  
信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニ  
アラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トス

ル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ  
舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循  
シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往  
以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ  
貢獻セムコトヲ期セヨ

七

支那事變一周年に當り下賜せられたる勅語

昭和十三年  
七月七日

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戰局其ノ歩  
ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク  
嘉尙スル所ナリ

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ  
望ムベカラズ日支ノ提攜ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉グルハ是レ洵ニ  
世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ舉  
ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

憲法發布五十年祝賀式典に於て賜はりたる勅語

昭和十三年二月十一日

朕惟フニ皇祖考夙ニ大憲ヲ制定シ勵精治ヲ圖リタマヒ民情以テ暢達  
シ國運以テ興隆シ茲ニ五十年ニ及ヘリ今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ  
朕カ忠良ナル臣民宜シク憲章ヲ奉遵シテ愆ラス至公無私唯國家ヲ是  
レ念ヒ舉國一體億兆一心日ニ新ニスルノ氣運ヲ振興シ日ニ進ムノ事  
勢ヲ振作シ朕ヲシテ皇祖考丕顯ノ遠猷ヲ對揚シ以テ丕承ノ美ヲ濟ス  
コトヲ得シメヨ

青少年學徒に賜はりたる勅語を  
拜誦し奉りて

緒論

憂國愛民の至誠に燃えさせたまふ 天皇陛下は、國家の前途、青少年學徒の任務に深く御軫念あらせられ、今年五月二十二日午前十時、宮城二重橋前廣場に臨御、全國中等學校以上の學生生徒代表三萬一千八十餘人を御親閲あそばされたが、式畢つて入御の後、文部大臣荒木貞夫を宮中に御召しあそばされ、次の勅語を授け、青少年學徒に告知せしめた  
まうた。

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトス  
ル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ汝等  
青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ  
史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執  
ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武  
ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ  
期セヨ

文部大臣は深厚なる聖慮に恐懼感激しつゝ、御前を退下し、同日、文部  
省訓令を發して、これを全國一般に告知し、青少年學徒に諭して、聖勅の  
旨を服膺奉體して、聖旨に答へ奉らむことを期せしめた。曰く

恭シク惟ミルニ

天皇陛下天縱叡明夙ニ教育ノコトニ深ク御軫念アラセラレ屢々之

ガ振興ニ關シ 優詔ヲ下シ給ヒ今又青少年學徒ニ對スル優渥ナル  
勅語ヲ賜フ 聖旨宏遠洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ本大臣ハ其ノ責任  
ノ愈々重キヲ念ヒ益々奉公ノ誠ヲ竭シ以テ聖旨ニ答へ奉ラムコト  
ヲ期ス

今ヤ我が國ハ未曾有ノ時艱ニ際會シ國家ノ總力ヲ擧ゲテ天業ノ翼  
贊ニ邁往ス而カモ前途ハ甚ダ遼遠ナリ將來國民ノ後勁トシテ之ガ  
大成ニ當ルベキ青少年學徒ハ負荷ノ重キニ顧ミ自奮自勵氣宇ヲ闊  
大ニシ識見ヲ高尚ニシ愈々德ニ進ミ業ヲ修メ品性器能ノ玉成ニ力  
ヲ效スベキナリ若シ夫レ時局ニ對處シテハ各其ノ分ニ應ジ奉公ノ  
誠ヲ效スノ覺悟ヲ堅クシ夢寐ノ閒ニモ事ノ急ニ應ズルノ用意ヲ怠  
ラザラムコトヲ要ス而シテ之ガ啓導薰化ニ任ズル者ハ 聖勅ニ昭  
示シ給フ所ヲ奉體シ夙夜黽勉後進子弟ノ誘掖ニ努メ相率キテ無極  
ノ皇恩ニ答へ奉ラムコトヲ期スベシ

昭和十四年五月二十二日

文部大臣 男爵 荒 木 貞 夫

全國學生生徒總代の御親閲といひ、青少年學徒に勅語の御下賜といひ、嘗てあらせられざる盛事である。明治天皇の教育勅語の御下賜にも比すべき、洵に 天皇陛下の深厚なる御思召に出でさせたまうたものである。そこには盡くることなき憂國愛民の至情と、時勢に對し、青少年學徒に對し限りなき御軫念とが拜察せらるゝのである。獨り青少年學徒といはず、この聖勅を拜讀する國民は、深く聖旨を省察してその服膺奉體に誤りなきを期し、奉答の誠を致さねばならぬ。それは語に於てなく、精神に於て、實行に於てある。

それに就いては、學徒とし、教育家とし、また國民として、如何なる心構へ、精神及び行動の準備が必要であるか。私は尠なくとも、次のことを絶対必要とし、深く一般の反省と熟考とを冀ふものである。

- 一 聖勅の平易にして、正しく、率直の解釋によつて、その意義を理會する事
- 二 天皇陛下の御精神、御日常の御行實を拜察して、聖勅下賜の由來とその眞義とを拜察する事
- 三 時勢を認識し、帝國の任務の重大さと、將來の危機とを明かにする事

尠なくとも、この三項目を十分に論究し、相互參酌理解し、學徒・國民共に深き自覺と決心とを以て、時局に對處するにあらねば、眞に聖勅を服膺奉體して、誤りなく聖旨に奉答し得ぬことと信ずるのである。私が不學を省みず、この書をもものする微意もこゝにあるのである。

## 一 聖勅の本義

知行合一といふ語があるごとく、眞の行は、眞の知から來る、行はざる

は知らざるがためである。されば、この聖勅を眞に服膺せんとするものは、先づこの聖勅に含まるゝ本義を十分に理會することをつとめねばならぬ。所謂一知半解より恐るべきはなく、不徹底なる理會は到底行となり得ざるばかりでなく、總べての過誤は全くそこから來るのである。しからば、如何にして徹底的理會が得らるゝか、それには、先づ聖勅に就いての正しき解釋を必要とするのである。

聖勅を解釋するに就いて、先づ心得ねばならぬことは、聖勅といへば一面神の言葉である。これは、そのまゝ、すなをに受け入るゝことである。最も誠しめねばならぬことは、一の主義や信條の下に、これを解釋することである。教育勅語の始めて渙發せらるゝや、或る學者は、儒教の旨に依つてこれを解き、勅語は儒教主義といつて不可ないものであるといひ、或る學者は、西洋の倫理學に依つて解釋し、自ら前人未發の解釋であると誇れば、水戸學者は水戸學の主義に依り、佛教徒は佛教の教

理に依り、基督教徒は基督教の教義に依つて、これを解釋し、何づれも我が教理主義に外ならぬことをいつて、竊かに、自己の信ずる學や教を高とし、善とする趣があつた。これは洵に不謹慎にして、妄りに 聖意を忖度し、附會することであるので、心ある人をして擧蹙せしめたのである。

この紛々たる教育勅語の解釋に就いて、勅語下賜に最も多く翼賛し奉つた文部大臣井上毅をして、勅語の義は日星のごとく、その文は菽粟の別あるごとく明かである、解あるも明を加へず、解なきも誨を患へず寧ろ解なきの優れるにしかずと歎ぜしめたことがある。

今回の聖勅に就いても、同一のことがいはるゝと思ふ。聖勅はその文字の示すまゝに、率直に御思召を解釋すればよろしい。決して一つの教理や、主義にあてはめて、不自然の解釋をしてはならぬのである。かく拜察すればこそ、總べての教理主義と悖戾することなく、何人にも

何處にも通じて誤らざる理解と奉體とが得らるゝのである。私はかやうなる用意の下に、この聖勅を謹解して見たい。

### 聖勅の大意謹釋

聖勅を分析解剖して解釋せんとするがときは、誠に恐れ多いが、文脈意義の上から、考察して二段四小節に分ち得る。即ち

第一段は「國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ」を一節とし、

「而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ」を二節とする。

第二段は「汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健

ノ氣風ヲ振勵シ」を一節とし

「以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ」を二節とする。

かく、二段四小節に分けて、拜察するを可とする。それで、第一段、第一節は、國家隆昌の氣運を永世に維持するの任務の重大なるを告げ、第二節は、その重大なる任務の青少年學徒にあることを説きて、御信賴の旨を告げたまうたのである。第二段、第一節は、この大任を負荷すべき學徒にその實踐躬行すべき諸徳を訓へ、第二節は、青少年學徒に冀ひたまふことを告げ、御期待の旨を明かにしたまうたのである。かく分析して拜察するが、最も理解を助すけ、感激を深かめる所以であると思ふ。しかし、これ等段節の分ちは、たゞ解釋の便に出づるまで、餘まり拘泥せざるを可とする。先づ第一段から謹釋を試みよう。

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等

「國本」は國のもと、即ち國家の基礎といふ意で、國礎といひ、國基といふも同じ意である。桓武天皇は「民惟邦本、本固國寧」と仰せられ、

明治天皇は、明治二十八年四月二十一日、清國と講和後、國民に賜はりたる詔勅に於て「積累蘊蓄以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラサルヘカラス」と仰せられ。今上陛下も、昭和元年十二月二十八日、踐祚朝見ノ御儀ニ際シ賜ハタリル勅語に於て「國本ニ不拔ニ培ヒ」と仰せられてある。

「國力」は國のちから、即ち國家の勢力である。國家の勢力には兵力あり、經濟力あり、文化の力もあり、精神の力もある、これ等を總べて總稱して一般に國力と稱する、今日國民總動員といふのは、この國力を總動員するといふ意である。「國力ヲ養ヒ」は、國家の總べての力を育成し、伸張するといふ意である。

この國本ニ培ヒ、國力ヲ養ヒ、は所謂文章上の互文の法で、國本、國力を培養するといふ意である。培養とは、草木をつちかひ養ふ意より轉じて、事物を助け發達せしむることをいふのである。

「國家隆昌ノ氣運」隆と昌とは、共に「さかんなり」といふ意味で、これを重ねたのは、強く意味をあらはすためである。「氣運」は「めぐりあはせ」といふ意味で、國家が將來に向つて、益々發展せんとする盛なる勢のめぐりあはせといふことである。國家隆昌といふ文字は、詔勅中に屢々現はるゝ言葉で、憲法發布の勅語の中にも、朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ云々とある。昭和三年十一月十日、即位禮の儀に於て賜はりたる勅語に、朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和解ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒとあるのはこれである。

「任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ」任とは「つとめ」やくめ「まかせる」の意で、自分にまかせられたるつとめ、即ち任務である。「道」とは社會生活

上従ひ守らねばならない一定の「理」または「方法」といろ／＼の意があるが、こゝでは、また「道程」の意もある。論語に「任重而道遠、仁以爲己任、不亦重乎、死而後已、不亦遠乎」とある。それで、國家隆昌の氣運を永世に維持せんとする任務は、極めて重大にして、その道程は前途遼遠で、一朝一夕に達せられぬ、長い間の努力を要するといふ意である。

而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ

「繋はつなく」しばる「等」の意がある、綱や紐で結びつけて離れぬようにすることである。それで、以上のごとく國家の隆昌を永遠に維持せんとする重大な任務は、汝等青少年學徒の兩方の肩にかゝつてゐる、結びつけられてあるぞといふ意である。こゝに青少年學徒といふのは、文部次官の通牒にあるごとく、幼稚園・小學校から大學に至るまで、男女を問はざる總べての學生・生徒が意味さるゝのである。

こゝに陛下が「汝等青少年學徒」と御呼びかけになつたことは、御親し

みと御信頼とをあらはした御言葉で、軍人勅諭に於て「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」と「教育勅語」に於て「我カ臣民、爾臣民」と仰せられたごとく特別の意義あることが拜察されねばならぬ。

この第一段は國礎・國力を培養して皇國隆昌の氣運を永久に維持し天壤無窮の皇運を扶翼するの重大なる任務とその遼遠なる道程とは一に汝等學徒の雙肩にかゝつてゐるぞと、忝じけなくも、無限の御信頼を寄せたまうた激勵の御言葉である。

第二段は、かく親しく御呼びかけになつて、以上のごとき重大なる任務を全ふすべき青少年學徒は、その資格を養ふために、何を心がけねばならぬかと、御訓へあそばされた極めて尊い聖訓である。教育勅語の「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」以下の聖訓と對照すべきもので、時勢に必須なる學徒の修養を説き論じて、洵に遺憾なきものである。

汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽へ、中外ノ事勢ニ

鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正  
ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ  
振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

「氣節」とは「意氣」「氣概」と「節操」とを包容し、けだかくて、操の堅いといふ意  
正しいと信ずることを貫かうとする意氣、誘惑や強要のために志を變  
へない氣概と節操とを有することをいふ。「尙」は「たふとびて上座に  
置く」の意である。「廉恥」とは「心清くして恥を知る」の意で、不正・不義な言  
行を恥づる情の強きことと、廉潔と同義で、貪慾の反對である。

氣節を尙び廉恥を重んずるは、我が武士道の最も重んじた道德で、日  
本精神の眞髓とされたものである。古今の聖賢にして、これを説かさ  
るはない。論語には「富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず  
威武も屈すること能はず」といひ、吉田松陰は氣節を高調して「死而後己  
の四字は言簡にして義廣し、堅忍果決、確乎として抜くべからざるもの

是を舍きて術なきなり」といつてゐた。死して節を變へざるをいふの  
で、楠木正成の七度人間に生れて賊を滅せんといふのは氣節の極致で  
ある。明治天皇の御製に、

いかならむ事にあひてもたわまぬは

わがしきしまの大和だましひ

思ふことつらぬかずしてやまぬこそ

大和をのこのこゝろなりけり

と諭したまうた。また氣節と廉恥とは内外表裏をなすもので、廉恥の  
心なきものに氣節がなく、氣節に富むものは廉恥の心も強い、

明治天皇の軍人勅諭の五事の訓誡の第一に「軍人は忠節を盡すを本分  
とすべし」と仰せられ、只只一途に己が本分の忠節を守り、義は山嶽より  
も重く、死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ、其操を破りて不覺を取り、汚名  
を受くるなかれ」と仰せられた。今上陛下が學徒訓の最初に、このこと

を以てせられた聖意が仰がるゝのである。

「古今ノ史實ニ稽へ、中外ノ事勢ニ鑒ミ、其ノ思索ヲ精ニシ、其ノ識見ヲ長シ、執ル所中ヲ失ハズ、嚮フ所正ヲ謬ラズ」の中、「古今」は「むかしから今まで」の意、「中外」は「うちとそと」内國と外國の意、「史實」は「歴史の事實」の意、「事勢」は「事のおもむく勢ひ」或は事態とか時勢と同義、「思索」は「考へもとめる」荀子には「思索生知、慢易生憂」とある。「識見」は「すぐれた意見」の意、「執ル所中ヲ失ハズ」は「なかほどをつかみ保つこと」の意、「嚮フ所正ヲ謬ラズ」は「正しい道に嚮ひ進む」の意、即ち正義、正道をあやまりなく踏み進むといふ義である。

こゝに訓へたまふところは、今上陛下の朝見の勅語に「博ク中外ノ史ニ徴シ、審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ、進ムヤ其ノ序ニ循ヒ、新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ」と仰せたまうたことと同義である。こゝに重ねて仰せたまうた御思召は、深く拜察せねばならぬ。國民は

根柢を歴史に置き、事勢に應じて進まねばならぬといふ聖意が明かである。現在の總べてのものは、過去の因によつて生じた果であるとするれば、歴史に基づかぬ行動は、浮き草の行動である。躁進、盲動はそこから來るのである。私の知れる限りに於て、嘗て共產黨に馳つた青年學徒共通の缺點は、國史智識の缺乏であつた。これは深く鑑みねばならぬことである。要するに國史によつて皇國の皇國たる所以を究め、世界史によつて世界の今日あるを知り、然る上に、今日内外の事態情勢を詳悉して、思慮、分別を養ひ、中正の道を踏み謬らぬようにせよとの御訓へである。昭和八年三月二十七日、國際聯盟脫退の詔書にも「嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ、協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ」と仰せられてあることが思ひ合せらるゝ。

中と正とは、通常行爲の規準たるばかりでなく、思想上に於ても極めて重要なことで、過激の思想や不正の謬想に陥ることなきようとは、

陛下の限りなき御慮りであらせらるゝ。我が國に於ける左右兩翼の對立こそは、最も御軫念の對象である。明治天皇の御製にも、これ等の御訓へが多い。

一八

ともすれば思はぬ方にうつるかな

こゝろすべきは心なりけり

ひろき世にまじはりながらともすれば

狭くなりゆく人ごゝろかな

ならび行く人にはよしやおくるとも

たゞしき道をふみなたがへそ

「各其ノ本分ヲ恪守シ、文ヲ修メ武ヲ練リ、質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ」  
「本分」は「盡すべき義務」行はねばならぬつとめ「の意」恪守は「つゝしみまもる」の意、青少年學徒として自分のつくすべきつとめをつゝしみまもり、本分以外に心を動かすことなきをいふ。明治二十八年五月十三日

陸海軍人への勅諭に、「五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ報效ヲ期セヨ」の本分恪守とは、このことである。昨年、支那事變一周年の勅語にも、「官民愈々其ノ本分ヲ盡シ、艱難ヲ排シ困苦ニ堪へ」とあるも同義である。

更に心すべきは、本分を恪守するといふは、その自ら有つ最も貴ぶべきもの、即ち青少年の本分を守り失はぬようにすることである。青少年學徒の有つ最も貴ぶべきものは、純情である、純真である、理想にあこがれ、進歩を求め、希望に燃え、剛健にして氣節に富み、不義を嫌ふ。かやうな美はしいものは、青少年の有つ最も貴ぶべきもので、それが本分である。これ等の本分を守り失はず、これを養成増進することをつとめねばならぬ。

「文」は學問・藝術、その他文化に關する一切の教養をいひ、「武」は武道即ち劍道・柔道その他一切の武技、或は體操・教練等を稱する。たゞ注意すべ

きは、我が國で武といふのは、單に體育といふが如きことに止らず、精神的鍛鍊が意味さるゝことを忘れてはならぬ。故に武道といふのである。「質實」は「かざりけなくまこと」の意、質朴誠實といふ義で、浮華・虚飾の反對である。「剛健」は「すこやかにして強い」の意、周易の乾の封に「大哉乾乎、剛健中正、純粹精也」とある。「振勵」は「ふるひはげむ」の意である。故に振勵には、どうしても爲し遂げるといふ精神意氣といふ意がある。要するに文武を修練して、質實・剛健の氣風を振勵せよといふのである。

質實・剛健の氣風は我が國家の最も貴ぶところである。大正十二年十一月十日に下賜の「國民精神作興ニ關スル詔書」には、

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

と仰せられ、國家興隆の本源を國民精神の剛健に求めたまうたのである。かくて同詔書には、更に

浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸し

とある。明治四十一年十月十三日下賜の「戊申詔書」には

惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

とあるのも、いづれも質實剛健を勵ましたまうた御言葉である。

「以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ」の「負荷」は「負擔」と同じ意味で背に負ひ、肩に荷ふこと、「大任」は「大きなつとめ」、「重いつとめ」である。自分の負擔たる成し就げねばならぬ大きなつとめをあますところなくつくし果せよとの仰である。この句は前段を悉く受けて、陛下が特に青少年學徒に、御期待の御思召を明かにして激勵あそばされた御言葉である。初めに、その任實に繋りて汝等青少年學徒の雙肩に在りと御信頼の旨を告げさせられたが、終りは、この負荷の大任を全くせ

むことを期せよと勵ましたまうたのである。

聖上陛下より親しくこの信賴と激勵の辭を拜受した青少年學徒こそは、實に光榮の極みである。我々は發憤興起、堅忍不拔以て、その聖旨に奉答するところがなければならぬ。

## 二 聖勅と聖上陛下の御精神・御言行

教育勅語に對する我々の眞の理會と感激とは、明治天皇の御精神御言行を拜察することによつてのみ齎らされる。何となれば教育勅語は、明治天皇の御思召により、御思想によつて成つたといふよりも、天皇の御精神・御言行そのものが教育勅語の聖訓である。その聖訓は、天皇の全御人格の御現はれてあると拜察されるからである。この事實を先づ拜察せずしては、教育勅語の眞の服膺は得られぬと私は信ずる。

この青少年學徒に賜はりたる勅語に就いても、同一のことがいはれると思ふ。私は極めて寡聞ながら、聖上陛下の御日常を拜聞し、御思想・御精神を拜察して、この聖訓に想ひ至るときは、この聖訓の渙發が偶然なものではなく、眞に陛下の御精神・御言行そのもの、現はれてあることを覺えて、感激措く能はざるものがあるのである。

今上陛下の御日常御言行を述ぶるはこの書の目的でなく、他に幾多の良書もあらうが、私はこの聖訓と關聯して思ひ出さるゝことを述べて、この聖訓を拜誦するの資としたい。

今上陛下は、明治天皇の御孫として大正天皇の慈訓の下に御成長あそばされ、常に神のごとき、明治天皇の御日常に接し、その御感化を受けさせたまうた。陛下が、諸事、明治天皇を以て範としたまふことの因縁は、そこにあるのである。御長じて學習院初等科に學びたまふや、院長乃木希典大將は、明治天皇の特別の御思召を體し、將來の

天皇として特別の御教養に志した。乃木大將が竊かに、明治天皇の御跡を慕ひまつらんと決心した大正元年九月十日、最後の拜謁の意を以て、高輪の第に参上し、次のことを言上した。陛下はこの時、初等科五年生であらせられた。

希典はこの度少し遠方に参りますから、御暇乞として今日特に拜謁を願うた次第であります、申上ぐるまでもなく、殿下は近く皇太子殿下に立たせられるので、これからは皇太子殿下として取扱ふやうに致します、就いては一層御勉學を願ひ、殊に陸海軍將校として他日皇帝の位に立たせられるには、大元帥陛下の學問が必要であります、御身體を大切になされると同時に、益々御多端にあらせられますから幾重にも御自愛の程を御願ひ致します、

終りに、乃木大將は手澤の山鹿素行の「中興事實」と「皇朝鑑言」の二冊を上り、この書はこれまで希典が幾度か読んで益を受けた書物でござい

ますから、殿下にも能く御覽あそばされるようにと申上げて退出したといふことである。この二書は、山鹿素行が心血を注いだ名著で、王政維新の精神的基礎となつたもので、吉田松陰なども愛讀した尊王の經典である。乃木大將が、この二書を訣別に捧呈したのは平素の教育方針と思ひあはせて、深かき意義のあつたことが思はるゝ。

大正三年三月、學習院初等科を御卒業あそばされると、四月一日、東郷元帥總裁の下に東宮御學問所が設けられ、元帥の推薦によつて、杉浦重剛が選ばれて倫理……所謂帝王學の中核……を御教授申上げることになった。これより杉浦は滿六ヶ年間、身命を抛つて、御進講の任に當つた杉浦が初めて倫理を御進講申上げるや、進講に就いての大體の方針として、次のことを言上した。

- 一 三種の神器に則り皇道を體し給ふべきこと
- 一 五條の御誓文を以て、將來の標準と爲し給ふべきこと

## 一 教育勅語の御趣旨の貫徹を期し給ふべきこと

杉浦は、更に前の二箇條は、將來我が國の至尊として立たせ給ふ皇儲殿下の先づ御修養あらせらるべき君徳の根本と思惟し、後の教育勅語は、明治天皇の深かき慮りによつて下し給はつた勅語で、獨り臣民に下し給はつたのみならず、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられたものであるから、皇儲殿下が將來我國政を統べさせ給ふにつきては、先づ國民の道徳を健全に發達せしめて、勅語の趣旨を貫徹せんことを期せらるゝと共に、御自らもこれを體して實踐せらるべきものと信ずるといふことを陳述し、その方針に基いて御進講申上げた。かくて杉浦は第一回の初講に、三種神器を講述し、その終に、

凡そ倫理なるものは、唯口にこれを談ずるのみにては何の功もなきものにて、貴ぶ所は實踐躬行の四字に在り、重剛如きは性魯鈍にして

及ばざる所多しと雖も、猶ほ此の心を以て六十年を経過し來れり、冀くば殿下能く實行を考慮し給はんことを

と陳述した。東郷元帥も總裁として渾身の努力を致したのである。

元帥が初めて總裁を拜命されたときに、

おろかなる心につくす誠をば

みそなはしてよあめつちの神

と詠じた。御學問所總裁としての決心が思はるゝ。かやうな元帥や杉浦の熱誠なる教育輔導が、感受性の最も盛んな時代の天皇陛下に及ぼした御感化の決して尠少でなかつたことは拜察するに難くないのである。

更に 天皇陛下の御精神御人格を拜察せんとするものは、大正十年三月、英國を始めとした歐洲各國の御周遊に就いて考へ拜さねばならぬ。いふまでもなく、當時歐洲諸國は、世界大戰役後とて、秩序も未だ充

分に回復しないときで、社會無政府主義者の凶暴の烈しいときであつたから、國民は衷心より殿下の御身を案じて、これを止め奉らんと運動請願が盛んに行はれた。或るものは身を鳳輦の鐵路に横へ、屍となつて奉送しようなどといふ輩もあつた。陛下もこの國民の忠誠は頗る嘉みしたまうたが、既に確定したことであり、その中止は國際信義にも關係することであるからと、斷然御豫定の御日程を取らせたまうたのである。かくて周遊半歲、歐洲諸國の皇室及び元首と交歡あらせられ知名の大將政治家等を引見して談話を交へ、また大戰の戦跡を視察し戦後の經營と復興のさまを御覽あそばされた。

陛下が御出發に對しての毅然たる御態度、各國の皇帝または、元首等と交歡公式の盛宴等に臨御の際の明朗にして沈着なる御舉動、大日本帝國の天日嗣の君たるべきの威嚴を十二分に御保持あそばされたことは、この度の勅語に仰せたまうた、汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ

「文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ」といふ聖訓と思ひ合はせて、我々の感激に堪へぬことである。

陛下は半歲の御周遊を終へて九月三日、御歸朝あそばされた。その日、陛下は國民に御詞を賜ひ、その得たまひし御感想を述べて、國民に告げたまうた。この御詞は、頗る進歩的にして中正を貴びたまふ御精神が能く發揮されてあることを拜察するのである。

斯ノ遊、往復半歲ニ過ギズシテ充分ナル考究ヲ爲スニ暇アラザリシモ、予ハ此ノ間ニ於テ知名ノ政治家竝ニ軍人學者等ニ接見シテ其ノ談論ヲ聽キ、學術、文藝、産業等發達ノ狀況ヲ視察シ、遂ニ大戰ノ跡ヲ尋ネ、慘憺タル光景、歴々猶存スルヲ目撃シテ、彌々世界平和ノ切要ナルヲ感ジ、戦時聯合國民ガ國難ノ爲ニ發揚セル犠牲ノ精神偉大ナルヲ追想シ、更ニ戦後孜々トシテ文明ノ興隆ニ努力セル氣象ヲ看取シ、感興尤深ク、裨益ヲ穫ルコト頗ル多カリキ、予ハ大戰ノ教訓今猶鮮明ナ

ル時機ニ於テ、見學ノ目的ヲ遂ゲタルヲ喜ブ、

惟フニ我ニ國粹ノ精華アリテ固有ノ特長ニ屬ス、然レドモ我ガ國ノ宜ク他邦ニ學ブベキモノモ亦尠カラズ、予冀クハ國民ト共ニ維新ノ宏謨ニ則リテ、今後益々奮勵シ、彼ノ長ヲ取リテ我ノ短ヲ補ヒ、國運ノ隆昌ヲ期シ、世界文化ノ發展ニ資シテ、以テ 皇上陛下ノ聖意ニ副ハシコトヲ、

私は畏れながら、天皇陛下の御精神を拜察することに、この御外遊に想到せぬことはないのである。この御詞を後の踐祚朝見の後の勅語と併せ察すると、この度の勅語に就いて、發明することの尠なくないことを覺えるのである。

更に拜察することは、明治天皇の御感化である。陛下は親しく、天皇に親炙したまうたばかりでなく、臨時帝室編修局官長三上參次を召して御即位以後屢々 天皇の御事蹟を講ぜしめた。臨時帝室編修

局は、天皇の御紀編修のために設けられた所である。三上博士は詳細なる資料によつて、數十回に亙つて御進講申上げた。昭和八年八月編修功を終へて、御紀二百八十卷と附圖が御手許に捧呈せらるゝや、陛下はこれを座右に止めて、常に叡覽あそばされるといふことを漏れ承はつた。この御紀捧呈當日は、私も編修官の一人として天顏に咫尺し、陛下が非常な御熱心と御興味とを以て、御自ら御紀を御披讀あそばさるゝさまを拜して、光榮と感激とにおののいたことを想起せずには居られないのである。

明治天皇の御感化の如何なるものであるかを述ぶるは、少しく推測に涉るので、慎しみたいが、多年 明治天皇の聖徳を拜察するを任とした私は、今上陛下の御日常を拜聞して、恐れながら 明治天皇の御姿を思ひ出さずには居られないのである。それは陛下の凜然たる御英姿だけでなく、御精神・御性格・御行實等に於て、一層さやうに拜せらるゝ

のである。それで私は昭和六年より同十年に互り、侍従武官として側近に奉仕した海軍少將出光萬兵衛氏が海軍兵學校長として、同十一年二月、生徒學生に對して謹話された、聖上陛下御日常の一端及び「明治大正今上三帝聖德錄」等によつて、その一端を謹記して見よう。

先づ政務の御精勵と御學問・御修養に就いて述べよう。陛下の御目覺の時間は、季節により多少の相違はあるが、冬季でも、朝七時に御目覺め各種新聞を一時間ばかり天覽、九時少し過ぎには表御座所に出御、萬機を御總攬あそばされ、午後六時半に至らせたまふ。その間御晝食に一時間半ばかり、大奥に入御あそばさるゝだけである。時局多事、外交・軍事、内政の政務御多端のときは入御あそばさるゝは、多く午後九時乃至十時に至るのである。その他急を要するときは、入御後と雖も、再度出御あそばさるゝを常とされた。昭和六年滿洲事變のとき、十二月二十八日御用納に際し、侍従に、

國家は今非常時である、遠慮はいらぬから何時でも參内するやうに各司々に申傳へよ

と仰せたまひ、陛下御自身は一日の御休もなく、大晦日まで御精勵あそばされたといふ。日支事變以來の御日常が偲ばるゝ。明治天皇の日清戦役の廣島大本營、並に日露戦役の宮中大本營御生活が想起されて感慨に堪えぬ。

また如何に政務御多端にあらせらるゝとも、御學問と御修養とは決して廢したまはぬ。毎日の御日課を定めて、御勵行あそばされる。即ち月曜日は、各方面からの隨時の御進講があり、火曜日は、國內の行政法を御研究になり、水曜日は、樞密院會議に臨御あそばされ、木曜日は、各方面の臣下の拜謁及び外交事情の御研究、金曜日は、陸海軍の軍事學、皇室令制等の御研究、土曜日の午後は隨時の御研究と御定めあそばされ、御忙しい裡にも、この御日課は嚴格に御實行あそばさるゝのである。そ

の他關西・東北・北海道・九州等に行幸に際しては、その地の大學教授等を召して進講せしめたまふを常とする。これ等のことも、明治天皇の終生御修養を怠りたまはなかつたことと併せ拜察される。

今上陛下の崇祖・敬神の御事蹟も、明治天皇のそれのごとくである。嘗て新嘗祭の節、生憎御風氣に罹らせられた。新嘗祭は、宵より翌朝二時過ぎまで深夜を徹する御祭である、折しも國際聯盟・滿洲問題と政務極めて御多端のときでもあつたので、當直の侍醫より、今夜の祭典には御静養あらせらるゝようにと奏請したが、御聽しがない。

今夜の祭典は重大なる御祭なり、寒天の裡に國に竭しつゝある國民の身を顧みれば、病氣に對する自信はななくとも、今夜の祭典には出ねばならぬ。

と御微笑あそばされ、御風氣を冒して深夜の祭典を果したまうた。

明治天皇が軍務には、特に御精勵あそばされ、大演習御統監などに將

士と艱苦を共にしたまうたことは有名なことであるが、今上陛下も全く御同様であらせらるゝ。昭和八年八月、海軍大演習を熱帶圏の南洋方面に於て御統監あそばされた。炎暑は灼くがごとく攝氏四十度にも達した。御乗艦比叡艦上の暑氣は堪えられなかつた。しかし、陛下は特に設備した風通しのよい、涼しい御假室には御入りがない。侍従武官等が、御遷座を奏請しても御聽しがない。

將兵は皆炎暑の裡で働いてゐる、自分一人どうしてその假室に入る必要があらうか、

と仰せられて、演習の終るまで攝氏四十度の暑さの裡で、將兵と共に御不自由と酷熱とを御體驗あそばされたのである。かやうなことは、この海軍大演習に限らず、陸軍でも同様、いつも御同様、將兵の艱苦を常に嘗めさせたまふのである。

陛下の日常御生活の御質素は洵に恐れ多い程である。陛下は、國産

御獎勵の意味で、多く御用度に國産を用ゐさせらるゝを常とする。御腕時計などは、クローム側で、十數圓を出でざるものを使用あそばさる。これに就いて、某重臣が嘗て海外に使用するとき、その友人の實業家が、送別會の席上その腕時計を見て、「君は外交界の花形として大命を奉じて海外に使用するに、その粗末な時計では恥になる」と注意すると、御尤な注意であるが、實は 聖上陛下におかせられては、かくくのクローム側時計を御使用あそばされるのに、臣下がそれより善い物をつけられませんか」との答に、友人は非常に感激を受けた。その人は以來八圓のクローム側に改めたといふことである。出光武官が嘗て御晚餐に御相伴したときの膳部は、ほうれん草の御ひたし、しらす干の大根おろしのおえ物、肉と葱の煮付、それに御汁と御香の物と御飯とであり、御飯は半搗米に麥の混ざつた麥飯であつた。この一汁三菜は、毎日の御常膳であらせらるゝ。出光少將はこの話をすると信ぜぬ人さへあ

るが、それは御日常の總べてを知らぬからであるといつてゐる。

陛下の沈着にして、如何なる重大事件に直面したまうても、毫も動したまはず、平靜を失はぬさまも亦 明治天皇を想起する。大正十二年の關東大震災火災の際に於ける沈着にして機敏な御處置は、痛く國民を感激せしめたが、同年十二月二十七日に起つた虎の門事件、昭和七年一月八日に起つた櫻田門事件に於ける御動靜も、御同様であつた。前事件は、攝政宮として帝國議會開院式行啓の途上、虎の門附近で、一兇漢が杖銃を以て御召自動車に發砲したのである。この際陛下の御態度は、平常と少しも御變はりなく、議會に著御、開院式に臨御、音吐朗々と勅語を賜はり、數十分前に、重大危難があつたさまは少しも拜せられなかつた。還御の後、珍田東宮大夫を召して、

誠に残念なことだ、元來自分は日本では、天皇と臣民との關係は、君臣であると共に、情に於ては親子であると信じてゐる、自分はその心

を以て心とし、常に思ひを君臣の親愛といふことに致して來たのに今日の出來事を見、殊にこの非行を敢へてしたものが、陛下の赤子の一人であることを知て、遺憾に堪えない、自分の考へをどうか徹底するようにして欲しい、

と他事は仰せられなかつたといふ。また、櫻田門事件といふは、鮮人某が大逆を企て、櫻田門御通過の際、爆彈を投じたのである。この時供奉してゐた出光武官は、還御の直後、宮中で御前に罷り出た時には、平素と何等御變はりがなかつたばかりでなく、間もなく參内あそばした閑院宮殿下に、關東軍への勅語を賜はつたが、その御言葉は、十數分前に爆彈事件が何處にあつたかと思はるゝ程、泰然自若たる御様子であらせられたと語つてゐた。

その他、憂國愛民の御聖徳は澤山あるが、一々記するに堪へないのでこれを略する。

かやうに、天皇陛下の御幼少よりの御修養、御學問を拜察し、また御日常の御行實を拜察すると、この度の勅語に論したまふ叡旨の決して偶然でないばかりでなく、その教訓の諸徳は、たゞ陛下の御理想を述べたまうたといふでなく、悉く御日常實踐躬行に御つとめあそばされたものであることを拜察して、感激措かないのである。

更に、御即位以後に於ける詔勅、その他によつて、その跡を尋ねて見よう。昭和元年十二月二十八日、朝見の御儀の後、下し賜はりたる勅語の中に、國家統治の御方針に就いて、

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル即チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在

リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存スと仰せたまうた。時に世界大戰の後を受けて、勞資の階級鬭争は日に深刻を極め、無産共產主義者の勃興の著しき際であつたので、陛下は踐祚朝見の御儀の後に於て、將來の國是を述べて、國民に嚮ふところを知らしめたのである。我が國の國是は日に進み、日に新にするに在りと進歩を高調して、しかも進むやその序に循ひ、新にするやその中を執ると仰せられ、また浮華を斥け、質實を尙ぶと高調して、しかも、模擬を戒

め、創造を勗めと訓じたまうた。固陋頑冥と模倣輕進とは、いつも我が國民の二大弊害として陛下の最も厭ひたまふところで、この勅語は、前記の歐洲御周遊の御詞と併せ拜察すると、この度の勅語に論じたまふ「汝等夫レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ

#### 振勵シ

といふ御言葉學徒に、修養の目標と實踐躬行の道を訓へたまうたことの偶然にあらず、淵源するところの深きことが理會せらるゝのである。更に我々は、陛下の如何に教育の振興に多年御心を勞したまうたかを拜察せねばならぬ。陛下は昭和三年十二月十日、教育振興の御沙汰を發布し、教育勅語を以て教育の大綱としたまひ、大にその振興を諭したまうた。また昭和六年十月三十日には、東京高等師範學校六十年

記念式に臨幸あらせられ、

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ竣ツ事ニ教育ニ  
從フモノ其レ奮勵努力セヨ

と教育の任にあるものを諭したまひ、昭和九年四月三日には、宮城前廣  
場に開催された全國小學校教員精神作興大會に臨幸あそばされて、三  
萬五千人の會員を御親閲あそばされ、

國民道徳ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小  
學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

といふ勅語を授けたまうた。爾來六箇年にしてこの度の未曾有の聖  
勅となつたのである。

### 三 聖勅と時勢の認識

この度の聖勅下賜の眞の意義を理會し、服膺奉體、聖旨に奉答せんと

するものは、現在の時勢に對し、深かき認識を要するのである。この聖  
勅と時勢とは、深かき關聯を有する、畢竟時勢に御軫念の餘り、陛下が  
青少年學徒に時勢に適切な心得、修養方を説き諭されたものである。

現代の時勢は、國際關係を中心として動き、國際關係は、日支事變に集  
注されて居る。仍つて私は、我が東亞新秩序建設の意義及び歴史の因  
由並に日本の使命、これに伴ふ重大な危機に就いて、概略を述べて、そこ  
に聖勅の因縁を拜察しよう。先づ史的因由から始めよう。

平和は、天皇の國家統治の御理想である。明治天皇は

よもの海みなはらからと思ふ代に

などなみかぜのたちさわぐらん

と宣はせられた。かくて維新以來、我が國家の方針は、内治を整備して  
隣交を重んずるにあつた。この方針で、幾度か朝鮮の無禮を許し、支那  
の暴戾を恕して平和の維持につとめた。明治六年の征韓論、明治十五

年及び十七年の日清問題はかくて平和裡に解決された。當時、明治天皇を御始め、我が識者は日支同盟の下に東洋問題を解決せんとし、大陸發展を主張する強硬論者を抑壓し、只管平和を冀望してゐたのである。侍従長徳大寺實則は、明治二十年六月、次のごとくいつてゐた。

明治十二三年頃ヨリ廟議隣交ヲ重ンズルニアリ、支那朝鮮ノ如キ尤親密交際肝要ナリ、

これは固より、明治天皇の御思召を傳へたものである。明治二十七年、この廟議を翼賛した伊藤博文が、首相として日清戦役を斷行するに至つたのは、運命の悲劇であるが、これは清國の暴戾によつて、我と唇齒の關係にある韓國の獨立が危殆に瀕したから、我が國は國家存立のため、彼の獨立を擁護するのであつた。されば日清の衝突は、歴史的宿命であつたのである。

日清役後、清國積弱のさまが、遺憾なく中外に暴露され、明治三十一年

來、獨・露・英・佛による清國分割の形勢が開始さるゝや、我が國はこれに對し、清國領土の保全を主張した。その理由は、歐洲列國の行爲は、支那を分割し植民地化せんとするものである、これまで、支那を分割統治せんとして成功したものはない、歐洲列國の行爲は支那を混亂に導くのみであるといふのである。かくて我が國は支那保全を高唱し、敢然として列國に對抗した。その志すところは、支那の文化を進め、國民的思想を振起し、これを誘導扶掖して相携へて、東洋の平和を維持せんとするにあつたのである。近衛篤磨公が、明治三十一年六月、支那保全を主張し、

東洋は東洋の東洋なり、東洋問題を處理するもの、固と東洋人の責務に屬す、夫の清國其國勢大に衰へたりと雖も、弊は政治に在りて民族に在らず、眞に克く之を啓發利導せば、偕に與に手を携へて東洋保全の事に従ふこと敢て難しと爲さず、

といつてゐた。これは、我が支那保全論者の代表的意見であつた。我が國は、これを以て、我が國民の東洋人として課せられた義務であると思つたのである。同年十月十七日、大隈重信侯は首相として、このことを論じ、支那を保護し、扶掖誘導するは、人種・文字・感情の同じい日本人の義務であり、使命である、またその實力を有するは日本である。しかし日本は決して支那の土地を略收する意がない、且つ我が皇上陛下の仁慈博愛なる聖意と國民の義俠義勇とは、決して、他の地を略し、民を食ふことをしないといつてゐた。

明治三十七八年に於て、日露戦役が戦はれたのは、露國の暴戾と清國の脆弱とによつて、滿洲が露領化し、朝鮮の獨立と保全とが脅かされるに至つたから、遂に我が國も再び國運を賭するを餘儀なくされたのである。

かやうに、日清日露兩戦役とも、我が國としては歴史的必然の戦を戦

つたので、全く止むを得ざるものであつた。我が窮極目的は清韓の獨立保存を全ふし、以て我が皇運の扶翼を全ふせんとするにあつたのである。明治四十三年韓國を併合し、世界大戰に参加したのも、亦それ以外ならぬのである。かくて露國を驅逐した滿洲の地、世界戦役参加の犠牲によつて獲た膠州灣の地は、そのまゝ清國に還付してしまつたのである。我が對支政策は、かやうに正義と公明とに立脚し、日支の共存共榮を旨としたものであるが、その結果は日支同盟を理想とした明治初年から、支那保全を使命とした今日に至るまで、一として成功したものはなかつた。支那の我を信ぜず、我と親しまざることに變はりがなく、常に以夷制夷の政策を改むるの意がなく、共存共榮とは我の専ら唱へ、我の専ら冀ふところで、彼に於ては全く一顧だにしなかつたのである。その最も甚しきは、大正四年の大隈内閣の對支二十一箇條の要求問題であつた。

この要求は、世界大戦に伴ふ止むを得ぬ結果で、我としては、忠勇將士の犠牲によつて獲た青島を彼に還付するを條件とさへしたのである。且つ要求といふも、日露役後の我が當然の權益の主張であると共に、當然の權益を不確定にして置くより生ずる日支多年の紛争を解決するためでもあり、また支那將來の安全を保障するものでもあつた。しかし支那は、この當然の我が要求その方法は拙劣であつたがを以て、日本の侵略行爲とし、遂にこの日支條約締結の日を以て、國辱記念日とするに至つた。その勢の激するところ、彼は抗日を標榜して支那を統一せんとすることになつたのである。この後の日支關係は、惡化の一路をたどるのみであつた。遂に通州事件となり、滿洲事件となり、上海事件となり、憤怨鬭争の激するところ、遂に今回の日支事變とまで開展したのである。

これ等の原因は何處にあるか、日支外交七十年の歴史は何を指示す

るか。思ふに、その原因の一つが、我が國にあることが否認されない、我が政府にも、國民にもその責を分つ、過失はないとしない。しかし公平な日支の歴史は最大原因が彼にあることを指示する。それは支那の政治が、常に多數國民の上に立脚しないで、少數權豪の手によつて行はるゝからである。政治はこれ等權豪、地方軍閥、財閥、政治閥等の種々の派閥の利益のために行はれ、國民の利害安否はその問ふところでなかつたからである。かく少數權豪が政權を維持せんとする、そこに無理と不自然とが生ずる。これが惡政の原因となる。また自己の力のみでは、外國に對して國家を維持し、國民を壓伏し得ざるばかりでなく、また對立する權豪との軋轢衝突が生ずる。そこで、絶えず支援を外國に求め、これを操縦し、その勢力によつて、内外の反對に對抗せんとするのである。彼等の遠交近攻の策がこゝに生じ、以夷制夷の傳統的政策の反覆となるのである。

この支那の混亂と傳統的政策とを利用して、自國の權益を獲得し、増進せんとするのが、歐米列國の東洋政策である。曩に清朝末年、その積弱に乗じ、支那を分割し、植民地化せんとした歐洲諸國も、我が支那保全論に遮られて、その志を達するの容易ならざるを見るや、彼等も口に領土保存と機會の均等、門戶開放を唱へて、竊かに、支那派閥政權と結んで、自國の權益を擁護せんとし、政治的に經濟的に或は思想的に支那をその勢力範圍に收めんとしてゐる。これ等列國と支那派閥との提携が支那をして今日の混亂に導き、衷心隣邦の親交を旨とする我が國をして、遂にその志を達するを得ざらしめたのである。

こゝに今回の日支事變の眞因がある。我が國としては、日支外交七十年の失敗を精算するの時である。日支外交史は、これより外に道なきことを示してゐる。要するに日支事變も、亦歴史的必然の勢に出てた宿命的戦争で、その目的は支那の少數派閥の勢力を絶滅し、四億民衆

と直接手を握つて、日支の共存共榮の下に、鞏固なる國家を組織せしめ、東洋平和を確立し、延いて世界文明の増進に貢献せんとするにある。

これは我が國が、皇運の扶翼といふ肇國の大義に基いた義舉で、東洋の一國とし課せられた天の使命でもあるのである。所謂東亞新秩序建設の意義はそこに存在する。

道德を以て立國の旨とする日本は、歐米列國が猜疑するような武力を以て支那を侵略し、領土化せんとするとき考は全くない。これは日支同盟支那保全を唱道したときから、今日に於て變はりがないのである。この旨は、昭和十二年九月四日、帝國議會開院式に、國民に告げたまうた勅語に明かである。その中に、

帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ、東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ共榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ

とある。また翌十三年七月七日の事變一周年に際し、賜はりたる勅語

の中にも

五二

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ立ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ、日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

と仰せられてある。これ等の聖勅は、日支事變の因由と東亞新秩序建設の意義を説いて餘蘊なきものである。

しかし、この大業を遂行するには、支那國民の覺醒と日支國民の提携のみでは成就せぬ。それにはどうしても、歐米諸國の反省を促し、その妨害を除去し、更にその協力を得ねばならぬ。だが、今日歐米諸國の支那に對する利害關係は餘りにも深刻である。英露佛のごときは、領土的に、政治的に、經濟的に、また思想的に、どうしても支那と離れられぬ。米國は領土や思想的關係はないが、經濟的には同様深かいものがある。これ等諸國に反省を求むるも、既に反省の餘地がない。彼等は蔣政權

の滅亡は彼等權益の滅亡なりとし、我が東亞新秩序建設に反對してゐる。彼等は、我が國を侵略國とし、共同の敵として、陰に陽に我が建設の大業を破壊せんとしてゐる。征戰既に三年に亙り、四川省の奥に餘喘奄々たる蔣政權が、尙ほ抗戰の叫をたゞざるは、一に列國の支持があるからである。

されば、我が東亞新秩序建設の功を全ふするには、この列強の支持を排除し、肯んぜざるものを東洋から驅逐せねばならぬ。しかし、これは容易なことでない。思ふに國際間に、正義道德の缺乏せること今日のごとく甚しきはない。彼等を律するは利害關係あるのみで、彼等を制するは我が實力の外にない。見よ、彼等は正義人道を口にすることも、黃河を決壊し、數十萬無辜の民を溺死せしむるを制するを知らず、咎むるを知らぬ。彼等は一權益と一利益とのために、四億民衆を犠牲にするを憚らず、財政を支援し、武器を供給して見込なき戰爭を永續せしめんと

五三

してゐる。

故に今日支那問題を解決するは、歐米問題を解決することである。我が國の未曾有の困難と危機はこゝから來るのである。しかし、この困難を突破し、この危機を克復するにあらざれば、東亞の新秩序が齎られぬばかりでなく、我が國家の安全も維持されぬのである。我々は七十年の歴史を回顧し、我が使命に思ひ至らば、目的貫徹まで戦はねばならぬ。神武創業以來、こゝに二千六百年、幾度か國家存亡の機に直面したが、思ふに今日のごとく甚しきはないのである。

しかし、我が國際的孤立と危機は今日に始まつたことでない。その近くは昭和六年、滿洲の獨立を保護し、張學良軍を掃蕩した以來、歐米列國は、支那と共に我を侵略國とし、友邦獨逸、伊太利その他二三國の外は、今に滿洲の獨立を承認せず、昭和八年三月、國際聯盟諸國はその總會に於て帝國の行動を否認したので、帝國はこれを脱退するの餘儀なきに

至つた。この時、帝國を支持するの國は一國もなく、十三對一を以て、帝國の主張は破ぶられ、國際上完全の孤立に陥つたのである。この時、我が國は、眞に信頼し得るは帝國の實力のみであることを知つた。かくて、天皇陛下は三月二十七日、勅語を國民に賜うて、聯盟脱退の止むを得ざるを告げ、協戮邁往、時艱を救済すべきことを以てしたまうた。その中に、

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

といふのである。これは、この度の聖勅と思ひ合せて、極めて深遠なる意義を覺ゆる。かれは現在帝國の負擔に任ずるの國民に賜ひ、これは

將來帝國の負擔に任ずる學徒に賜ひしといふの相違があるのみで、その旨は同一である。かくて、今回の日支事變となり、東亞新秩序建設の大業となつたが、我が國際孤立は益々甚しい。ソ聯とは既に事實に於て戰端を開き、英國との協調成らず、米國は通商條約破棄を宣言し、唯一の信賴をかけた日獨伊の防共協定も、獨國の不信によつて解體してしまつた。しかし、これ等は、帝國として固より覺悟のこととて、これによつて、我が義戰を止むるべきではない。それは昨年七月七日、日支事變一周年に際し、陛下の國民に賜うた勅語に明かである。

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ立ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ舉ゲテ此ノ世局ニ處シ速カニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

これが、興亞の義戰に對する 聖上陛下の御思召で、國民の覺悟である。事變二周年に達せんとして未だ止戰の徴がない。こゝに於て賜はつたのが、この度の青少年學徒への勅語である。かやうに考へればこの勅語の眞意義が、何處にあるかを理會するに難くないのである。

#### 四 聖勅と國民、教育勅語

この聖勅を拜誦して直に感ずることは、この聖勅は青少年學徒に、將來國家の重任を負擔する國民としての總べての資格、即ち精神的肉體的物心兩方面に互る資格を修養し、將來の國民として國家の大業に任じて謬ることなからしめんとするにあるといふことである。故に國家隆昌の氣運を永世に維持するの任が汝等青少年學徒の双肩に在りと仰せられたる所以で、主として將來の爲めに説かせられたものである。さればその諭したまふところの諸徳、即ち氣節を尙び、廉恥を重ん

じ、史實に考へ、事勢に鑑み、思索を精にし、識見を長じ、中正を謬らず、本分  
を恪守し、文武を勵み、質實剛健の氣風を振勵するといふことは、今日學  
徒としての物心兩方面の資格を修得せしむるといふに止まらず、將來  
の國家の重きに任ずる國民としての資格を修得せしむるためである  
と拜察せらるゝのである。學徒の修養が、常に現在と過去に互つての  
ものであるとすれば、この聖勅が特に將來を重視しての御教へが、當然  
であることが拜察されるのである。

かゝる意味に於て、この聖勅は獨り青少年學徒として遵奉すべきも  
のであるといふに止まらず、總べての國民として、今日の國家の重任を  
負擔しつゝある國民としても、大に遵守奉體すべきものであると信ず  
るのである。私はこの聖勅の意義を青少年學徒に徹底會得せしむる  
と共に、一般國民に徹底會得せしめねばならぬと信ずるのである。私  
はこの聖勅に就いて、國民の多くが無關心なることを遺憾とするので

ある。

更に我々の拜察せねばならぬことは、この聖勅と教育勅語との關係  
である。教育勅語は 明治天皇の當代國民思想の著しく混亂して適  
從するところなきを歎きたまひ、國體の粹華を尋ね、祖宗の遺訓を述べ  
て、國民の遵守すべき道德の要諦を示したまうたもので、國民の何人も  
拳々服膺せねばならぬ聖訓である。これは千載不磨の御教へである  
今上陛下は、畏こくも御大禮完了後の昭和三年十二月十日、教育に關す  
る御沙汰に於て、皇祖考の昭に、教育の大綱を示したまへることを稱し  
その遺緒を承繼するの意を明かにしたまうた。

されば、この聖勅は申すまでもなく、教育勅語の旨に基いて下し賜う  
たもので、現代の時勢と時弊とに鑑みて、特に青少年學徒に現下の時勢  
に必須適當なる修養の道を説き諭したものである。故に教育勅語と  
併察するに於て、最も能くその意義が理會さるゝのである。これ等の

兩聖訓が、全く別箇な無關係なものとして取扱ふべきものでない、相俟つて、相互にその意義が深めらるゝといふことを忘れてはならぬ。

### 五 聖勅と青少年指導並に教育家

終りに、私は聖勅と世の青少年指導者並に教育家の任務に就いて卑見を述べたい。青少年學徒をして、この聖勅の意義を理會し、奉體せしめ、奉答の誠を致さしむるは、教育家並に指導者の任務である。諸氏は如何にしてこの重大任務を果さんとするか。

思ふに教育の要は、青少年に無きものを與へることとてなくて、有るものを啓發し、指導し、發達せしむることである。そうして、それは青少年の自覺と自發との上に成されねばならぬことである。されば教育家は先づ、青少年の固有の美質と惡質、その好むところと好まざるところとを知り、その好むところに就いて、その美質を發達せしむるを思はね

ばならぬ。

かくて青少年固有の美質が、前に述べたごとく純情であり、純眞であり、希望に燃え、氣節に富み、廉恥の情にも強きものであり、青少年の好むところは自由にあり、求むるところは理想にあり、好まぬところは強制であり、壓迫であり、虚偽であるとすれば、教育家及び指導者は、こゝに立脚して、その固有の美質を啓發指導して、その惡質を矯め、その好むところに就き、自由なれども紀律を重んじ、節制を貴んで放縱に流れしめず理想により虚偽を排して、しかも妄想・躁進に陥らざるように指導せねばならぬ。

さて、かゝることは教育上當然のこととて、特に論議を要せぬかも知れないが、近時社會の情勢を熟察するに、この言を繰返へすの要あるを覺えるのである。近時、我が教育界も、一般社會の情勢に伴ひ、總べてが、統制を重んじ、團體的協同作業を貴び、學生を組織的に訓練せんとする。

これは、時勢當然のこととて、現代に於て國家として國民を教育指導するにはかくあらねばならぬ。そうして從來の偏智的教育を斥け、物心兩方面に互つての鍛鍊を主とするは、人間とし、國民としての養成に至當のことである。近時の問題の學徒隊の組織の意もそこにあると思ふされど、その結果はやゝもすれば外觀を重んじ、形式に走り、内容を忘却するがごときことがありやしないか、「目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり」といふ心の誠を致すことを忘れることはないか。近時この類のことが多い。やゝもすれば、宣傳的に墮することさへある。特に心せねばならぬことは、自覺と自發を無視し餘りに統制と指導、強制に限ぐるの結果、青少年固有の純眞、純情を失し自由、潑刺の氣を失するごときことである。若しそれ、現代教育にして形式の整備に安んじ、青少年の眞の誠の情を没却して虚偽を増進せしむるごときことあらば、それは大に誠しめねばならぬことである。

教育の要が、學徒の自覺と自發の上に立つべきものとするならば、統制・團體協同・組織的訓練・物心兩方面の鍛鍊と共に、青少年學徒個々の精神の自覺的修養訓練を重んじ、その上に一切の教育施設を施すべきことを忘れてはならぬ。これが、青少年學徒をして、衷心この勅語を服膺し、奉答の誠を致さしむる所以である。かやうに啓發し、指導するが、教育家及び青少年指導者の任務である。

### 終りに

以上が、この度の勅語の簡易なる解釋と、この勅語を下し賜うた聖上陛下の御思召竝に時勢との關係である。この勅語を拜誦するものは、先づ 聖上の國家の前途に對する御軫念の如何ばかりなるかを拜察し、この勅語こそは一字一句、悉く國を憂ひ、民を思ふの宸衷に出でたるものなることを知り、深く聖旨を奉戴し、その絶對の御信賴と御期

待とに對し奉答の誠を致し、宸襟を安んじ奉るところがなければならぬ。それが學徒として、國民としての名譽であり、義務である。

六四

明治天皇御製

おこたらず學びおほせていにしへの

人にはぢざる人とならなむ

昭和十五年 二月五日 印刷  
昭和十五年 二月二十三日 發行

著者 渡邊 幾治郎

東京市牛込區喜久井町三十一

發行者 藤井 寛

東京市小石川區關口水道町四十一

印刷者 木澤 源次郎

東京市小石川區關口長道町四十一

印刷所 木澤 印刷所

東京市牛込區喜久井町三十一

發行所 藤井 書店

定價 四十錢

前帝室 編纂官	渡邊幾治郎著	教育勅語の本義と渙發の由來	定價 貳拾八錢
前帝室 編纂官	渡邊幾治郎著	青少年學徒に賜はりたる勅語を拜誦して	定價 參拾五錢
國民修養會	謹撰	青少年學徒に賜はりたる勅語謹解	定價 參拾五錢
文學博士	田中寬一著	B式智能検査法指針	定價 拾貳圓
文學博士	田中寬一考案	B式智能検査用紙	定價 一部六錢
文學博士	田中寬一考案	B式智能検査探點盤	定價 參拾錢
文學博士	楠崎淺太郎著	日本教育的心理學	定價 六圓五拾錢
文學博士	久保良英著	兒童心理學	定價 貳圓五拾錢
文學士	丸山良二著	心理學	定價 貳圓五拾錢
文學士	丸山良二著	續心理學	定價 貳圓五拾錢
文學士	手塚良道著	儒教道德に於ける君臣思想	定價 貳拾貳錢
文學博士	荻原擴謹撰	周濂溪の哲學(初期宋代哲學の研究)	定價 貳拾貳錢
文學博士	荻原擴謹撰	天祖の神勅	定價 拾貳圓
文學博士	清原貞雄著	國史と日本精神の顯現	定價 貳拾貳圓

文學博士	西晉一郎序 杉浦幸平謹著	明治天皇御製と皇國精神	定價 拾貳圓
文學博士	齋藤清衛編	作者別名歌集成	定價 拾貳圓
文學士	丸山林平著	國語教材	定價 四圓貳拾錢
文學博士	楠崎淺太郎共著 上阪雅之助共著	子供の繪の觀方と育て方	定價 參圓五拾錢
文學士	佐野保太郎著	徒然草講義	定價 四圓五拾錢
文學士	佐野保太郎著	野徒然草新講	定價 貳拾貳錢
文學士	佐野保太郎著 藤井寬共著	註解萬葉集(全卷)	定價 貳圓七拾錢
醫學博士	吉田章信著	日本人の體力	定價 參圓五拾錢
醫學博士	吉田章信著	增訂體力測定	定價 貳拾貳錢
醫學博士	吉田章信共著	體力測定計算表	定價 拾壹圓
文學博士	田中寬二共著	圖畫成績考查用尺度	定價 參圓八拾錢
文學博士	田中寬二共著	書き成績考查用尺度	定價 貳拾貳錢
文學士	丸山良二共著	兒童の語彙と教育	定價 拾貳圓
附屬小學校	岡山縣師範學校	兒童の語彙と教育	定價 拾貳圓
師範學校教授	奈良女子高等師範學校 神戶伊三郎著	生態解釋の眞髓と取扱要訣	定價 貳圓五拾錢

東京文理科大學教授 田中寬一先生監修

### 教育研究叢書

東京高等師範學校教授 山田 榮著	東京高等師範學校教授 野尻 重雄著	東京高等師範學校教授 鍋島信太郎著	東京文理科大學教授 文學博士 有 巖著	文學士 小田 信夫著	東京高等師範學校教授 文學士 石山 脩平著	東京高等師範學校附屬小學校訓導 飯田 恒作著
合 科 教 授	土 の 勞 作 教 育	算 術 教 育	歷 史 教 育	算 術 の 心 理	郷 土 教 育	綴 方 教 育
定價一・五〇 送料一・〇〇	定價二・〇〇 送料一・〇〇	定價一・五〇 送料一・〇〇	定價二・〇〇 送料一・〇〇	定價一・八〇 送料一・四〇	定價一・五〇 送料一・四〇	定價一・六〇 送料一・〇〇

東京文理科大學文學博士 田中寬一先生監修

### 教育研究叢書

東京高等師範學校教授 丸山 林平著	文部省官學 大西永次郎著	東京高等師範學校文學士 丸山 良二著	女子高等師範附屬小學校主事 堀 七藏著	東京高等師範學校兼教諭 井上 武士著	文學士 倉澤 剛著	東京高等師範學校文學士 大杉 謹一著
讀 方 教 育	教 育 的 衛 生	國 語 の 心 理	理 科 教 育	音 樂 教 育	公 民 教 育	教育勅語と道德教育
定價一・五〇 送料一・〇〇	定價一・五〇 送料一・〇〇	定價一・五〇 送料一・〇〇	定價二・〇〇 送料一・四〇	定價一・八〇 送料一・四〇	定價二・〇〇 送料一・四〇	定價二・〇〇 送料一・四〇

## 精神學叢書

(1)	文學博士 福島政雄著	教育者としてのソクラテス
(2)	文學博士 清原貞雄著	思想的先覺者としての山鹿素行
(3)	文學士 岩井龍海著	教育的社會學
(4)	佐藤熊治郎著	味ひ方と考へ方の教育
(5)	文學士 辻幸三郎著	各國教育學の現狀
(6)	文學士 日下恒著	國民生活の根本原理
(7)	文學博士 西晉一郎著	國民道德講話
(8)	文學士 河瀬憲次著	形而上的なるものと認識
(9)	文學博士 福島政雄著	プラトンの教育思想
(10)	文學博士 久保良英著	環境の心理
(11)	文學士 大槻正一著	帥塞哲學講話

以下續々刊行

四六版洋裝 定價壹圓五拾錢  
二五〇頁内外 送料拾錢

終